

岩倉市ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市広告掲載要綱(以下「掲載要綱」という。)に基づき、岩倉市が作成するホームページ(以下「市ホームページ」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告」とは、掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする文字又は画像で表示された情報(URLを含む。)をいう。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページで市が指定した位置とする。

2 広告の枠数は、10枠以内とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格(1枠)は、次のとおりとする。

- (1) 縦60ピクセル
- (2) 横192ピクセル
- (3) 20キロバイト以内
- (4) GIF(アニメーション不可)又はJPEG形式

(禁止する表現)

第5条 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある次の表現を禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク(「注意」「警告」などの警告をあらわすもの。)
- (3) ラジオボタン(選択できるようなもの。)
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの。)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの。)

(市ホームページとの区別)

第6条 閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は市の事業であると錯誤するおそれのある表現を禁止する。

(色調)

第7条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分に取り、また、背景に模様のある画像又は写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第8条 文字又はイラストレーション等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告の掲載期間と募集)

第9条 広告の掲載期間は、4月から9月、10月から翌年3月までの6月単位とし、掲載期間ごとに市ホームページで募集する。

2 掲載期間の途中から広告の掲載を行うときは、当該掲載期間の残り期間とする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、1枠につき月額5,000円とし、市が指定する期日までに納入することとする。

2 掲載期間が1月未満の場合は、1月として計算する。

(広告掲載料の還付等)

第11条 掲載要綱第12条第2項ただし書きの規定による広告掲載料の還付については、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告掲載ができなかった期間の算出は、1日単位とする(1日に満たない時間を除く。)

(2) 還付金額は、前号の日数を契約した広告掲載期間の日数で除し、納入金額を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(3) 前号の還付金には、利子を付さない。

2 掲載要綱第12条第2項ただし書の広告主の責めに帰すことができない理由には、次に掲げる事項は含まないものとする。

(1) 機器等の保守又は工事を行うとき。

(2) 天災地変その他の非常事態が発生したとき。

(3) その他公益上やむを得ないとき。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿を電子データにより、市長が指定する期日までに、市長に提出するものとする。

(広告内容の変更等)

第13条 掲載要綱第14条の規定により広告内容の変更を行うときは、変更しようとする日から起算して14日前までに、申し出るものとする。

2 市長は、リンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又は掲載要綱及びこの要綱に抵触していると認める場合は、広告主に対し、当該ホームページの内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、掲載要綱第15条第2項の規定により広告の掲載を取り下

げようとするときは、取り下げようとする日の7日前までに、市長に申し出るものとする。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、掲載要綱第16条に定めるもののほか、広告主が第13条第2項のホームページ内容等の変更の求めに従わないときは、広告掲載を取り消すことができる。

(協議)

第16条 掲載要綱及びこの要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。